

一丙丁年は芒種之節より、二つめの申に入徽雨之間七日、

一戊己年は芒種之節より、二つめの庚に入徽雨之間十四日、

一庚辛年は芒種之節より、二つめの戌に入徽雨之間廿一日、

右延享元子年從公儀被仰付、澁川六藏考差上る、入梅は曆にも入を記して、出るを記さず、此書付

當澁川主水に承合候處、右之通心得候而悉宜候由也、

〔書言字考節用集時二候〕半夏生 五月令章句五月半 夏生蓋當夏之半、

〔簠籩內傳三〕半夏生

五月中十一日、目可註之、此日不行不淨、不犯姪欲、不食五辛酒肉日也、

〔日本歲時記五月〕四世俗に半夏生の忌といふ事あり、簠籩內傳にいはいく、五月の中より十一日にあ

たる日なり、此日不淨を行はず、不犯淫慾、不食五辛酒肉日なり、按ずるに、簠籩の抄に、摩耶夫人

の中陰の真中なるゆへに、善事をなし、惡事をのぞくといへり、予貝原信原おもふに、半夏生は七十

二候の内、夏至の第三候なれば、是に附會して、妄説をいへるならし、

〔俳諧歲時記五月〕半夏生 五月中より十一日なり、世俗この日を期として、竹の子を食はず、是竹

節虫を生ずるのゆる也、

〔改正月令博物筌五月〕半夏生 五月中より十一日めなり、此ころ半夏生するを以いふ也、農家此

日の前後を考へて物を蒔なり、

〔年中行事故實考五月〕半夏生 是は七十二候の一にて、夏至より十一日に當る日をいふ、曆に此

日のみを載たるは、田家蒔種の節とする故、これを録せり、簠籩內傳に、この日不淨を行はず、不犯

淫欲といふ、是は千金方、夏至後丙丁、不可合陰陽といふ説に據るにや、

〔百一錄〕元祿八年五月廿日、半夏生、